公表第5号

地方自治法第199条第2項及び第7項に基づく行政監査及び指定管理者監査を実施 したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 島原修一、大脇久和、八尋義伸及び本村英幸 並びに 前任久留米市監査委員 田中多門及び寺崎いわお(平成21年6月22日辞任)が 実施したものです。

平成22年4月6日

久留米市監査委員 島 原 修 一 久留米市監査委員 大 脇 久 和 久留米市監査委員 八 尋 義 伸 久留米市監査委員 本 村 英 幸

## 監查公表

## 平成22年公表第5号

【監 査 種 別】 行政監査及び指定管理者監査

[監査テーマ] 「公の施設に係る指定管理者 制度について」

## 久留米市監査委員

監査の概要及び結果	
1 監査の概要	
(1) 監査の種類	
(2) 監査のテーマ	
(3) 監査の目的	1
(4) 監査の対象	
(5) 監査の対象年度	
(6) 監査の方法	1
(7) 監査の主な着眼点	2
(8) 監査の実施期間	2
(9) 監査委員の利害関係	2
[別表] 個別監査対象施設	
2 監査の結果(指摘事項)	4
(1) 指定管理者制度が導入されている施設に関する指摘事項	
(2) 指定管理者制度が導入されていない施設に関する指摘事項	
<ul><li>(3) 個別監査対象施設に関する指摘事項 ····································</li></ul>	
3 監査の結果(意見)	
ᄨᅕᇆᅣᄀᅖᄮᆞᄭᄯ	1 7
監査による現状分析	
<ol> <li>1 監査に際しての前提条件</li></ol>	1 3
1 監査に際しての前提条件	13 13
<ol> <li>1 監査に際しての前提条件</li></ol>	13 13
1 監査に際しての前提条件	1 3 1 3 1 3
1 監査に際しての前提条件	1 3 1 3 1 3 1 5
<ol> <li>1 監査に際しての前提条件</li></ol>	1 3 1 3 1 3 1 5 1 5
<ol> <li>1 監査に際しての前提条件</li></ol>	1 3 1 3 1 3 1 5 1 5 1 5
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li></ol>	······· 1 3 ······ 1 3 ······ 1 3 ······ 1 5 ······ 1 5 ····· 1 5
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li></ol>	······ 1 3 ····· 1 3 ····· 1 3 ···· 1 5 ···· 1 5 ··· 1 5 ··· 1 5
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li></ol>	······ 1 3 ····· 1 3 ····· 1 3 ···· 1 5 ···· 1 5 ··· 1 5 ··· 1 5 ··· 1 5 ··· 1 5
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li></ol>	<ol> <li>13</li> <li>13</li> <li>13</li> <li>15</li> <li>16</li> <li>19</li> </ol>
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li></ol>	<ol> <li>13</li> <li>13</li> <li>13</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>16</li> <li>19</li> <li>21</li> </ol>
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li></ol>	<ol> <li>13</li> <li>13</li> <li>13</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>16</li> <li>19</li> <li>21</li> <li>22</li> </ol>
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li></ol>	<ol> <li>13</li> <li>13</li> <li>13</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>16</li> <li>19</li> <li>21</li> <li>22</li> <li>34</li> </ol>
<ol> <li>監査に際しての前提条件</li> <li>(1) 国における指定管理者制度の位置付けと重要性について</li> <li>(2) 久留米市における指定管理者制度の位置付けと現在の状況</li> <li>2 管理運営の状況</li> <li>(1) 調査の対象、実施方法、内容及び目的について</li> <li>(1) 調査の対象、実施方法、内容及び目的について</li> <li>個別監査の対象施設の抽出方法及び監査の実施方法、内容及び目的</li> <li>(2) 調査票による調査の結果</li> <li>設備・備品及び現金等の管理</li> <li>市民利用状況</li> <li>施設運営経費</li> <li>収入支出の決算状況</li> <li>事業実施状況</li> </ol>	<ol> <li>13</li> <li>13</li> <li>13</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>15</li> <li>16</li> <li>19</li> <li>21</li> <li>22</li> <li>34</li> <li>36</li> </ol>

目 次

(3) 個別施設監査の結果について	• 4	1
〔導入済/公募施設〕		
市民活動サポートセンター	4	1
三潴総合福祉センター	4	1
市民温水プール	4	2
市民会館	4	3
〔導入済/非公募施設〕		
市民交流センター	4	4
総合福祉会館······	4	4
田主丸老人福祉センター	4	5
ふれあい農業公園	4	6
六角堂広場	4	7
市営駐車場	4	8
生涯学習センター	4	8
旧市内体育施設	4	8
〔未導入施設〕		
子育て交流プラザ	4	9
自転車駐車場······	4	9
B&G海洋センタープール	4	9
3 指定管理者制度導入効果の分析	. 5	0
(1) 財政的な効果について	5	0
指定管理者制度の導入前後の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	0
募集方法及び施設分類による分析	5	2
募集方法及び指定管理者の種別による分析	5	3
(2) 市民サービスの向上について	5	4
利用者数の推移	5	4
利用者アンケートの実施状況について	5	6
指定管理者制度の導入及び指定管理者選定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		.59
1 指定管理者制度導入の状況及び他団体との比較		
2 指定管理者選定の状況及び他市等との比較	• 6	2
3 指定管理者制度が導入されていない施設について	• 6	5
[資料1]監查対象施設一覧表(指定管理者制度導入済)		•67
[資料2]監查対象施設一覧表(指定管理者制度未導入)		